

# 「目標達成度合いの測定結果」に 関する判定基準の明確化について(案)

平成31年3月15日

内閣府大臣官房政策評価広報課

## 1. 現状

- 毎年度実施している政策評価書における評価結果欄の「目標達成度合いの測定結果」については、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承。別紙1参照）で設けられている「各行政機関共通区分」に則り、5段階（※）の判断を各部局にて選定しているところ。

（※）「目標超過達成」、「目標達成」、「相当程度進展あり」、「進展が大きくない」、「目標に向かっていない」

# 実際の評価書(関連部分のみ抜粋)

## 平成29年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府29-24(政策5-施策①))

政策名	地方分権改革の推進
施策名	地方分権改革に関する施策の推進
達成すべき目標	地方分権改革の普及啓発その他の地方分権改革を推進するための基本的な政策に関する施策の推進

測定指標	定量的指標	1. 地方分権改革推進室HPへのアクセス件数	基準値	目標値	年度ごとの目標値					達成状況					
			28年度	29年度	年度ごとの実績値										
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度			
			426,939	前年度以上	—	—	前年度以上	前年度以上	前年度以上	—	400,681	425,297	426,939	477,433	達成
		2. 地方分権改革推進室Facebookページの記事ごとの「いいね！」の数の総数	基準値	目標値	年度ごとの目標値					達成状況					
			28年度	29年度	年度ごとの実績値										
			2,171	前年度以上	—	—	前年度以上	前年度以上	前年度以上	—	2,093	2,689	2,171	2,606	達成
		3. 地方分権改革推進室Twitterのフォロワーの数(前年度末からの増減数)	基準値	目標値	年度ごとの目標値					達成状況					
			28年度	29年度	年度ごとの実績値										
			4,132	前年度以上	—	—	前年度以上	前年度以上	前年度以上	—	4,772	5,629	4,132	3,355	未達成

(各行政機関共通区分) B 相当程度進展あり

目標達成度合いの測定結果

(判断根拠)

一部測定指標で目標が達成されなかったが、SNS(Facebook及びTwitter)はHPまで誘導するためのツールとしても利用しており、HPアクセス件数が増加していることから、相当程度進展ありと判断した。

14 「目標達成度合いの測定結果」欄中、「(各行政機関共通区分)」欄には、目標期間が終了した時点や政策の改善・見直しに適切に反映できる時点(長期の計画の見直しに反映できる時点等)で、事前分析表において明らかにした測定指標における目標を実績に照らし、以下の区分のいずれに当たるかを記入する。

#### ① 目標超過達成

全ての測定指標で目標が達成され、かつ、**測定指標の主要なもの**が目標を**大幅に上回って**達成されたと認められるもの

#### ② 目標達成

全ての測定指標で目標が達成され、かつ、**測定指標の主要なもの**が目標を**大幅に上回って**達成されたと認められないもの

#### ③ 相当程度進展あり

一部又は全部の測定指標で目標が達成されなかったが、**主要な測定指標**は**おおむね目標に近い実績**を示すなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であると考えられるもの

#### ④ 進展が大きい

一部又は全部の測定指標で目標が達成されず、**主要な測定指標**についても**目標に近い実績**を示さなかったなど、現行の取組を継続した場合、目標達成には相当な期間を要したと考えられるもの

#### ⑤ 目標に向かっていない

主要な測定指標の全部又は一部が目標を達成しなかったため、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがなかったと考えられるもの

## 2. 課題

- 判断基準は、ガイドラインで定められているものの、その解釈は部局に委ねられており、似たような達成率でも部局により、良い評価に判定しているところもあれば、悪い評価に判定しているところもあり、濃淡が生じている状況。結果として、俯瞰的に内閣府政策評価全体を見ても改善すべき状況となっていると思料。
- 実際に、過去の有識者懇談会においても、そのような公平性に欠ける解釈について指摘を受けるとともに、判断基準を明確化すべきではないかとの指摘を再三にわたり受けていたところ（別紙2参照）。

## ○第25回有識者懇談会(平成28年7月) 南島委員ご発言

3点目は、「達成」「相当程度進展あり」「進展が大きくない」「未達成」という判定がずっと書かれていまして、これが総括的な評価ということになるかと思うのですが、この解釈についてです。3点ございます。

1点目が、評価書中のこれらの判断ですね。「達成」「相当程度進展」「進展が大きくない」「未達成」の判断は、非常に重要な意味を占めておりますけれども、その数がばらばらであると。測定指標が2~3個程度のもの、4~5個程度のもの、参考指標を含むものということで統一されてない中で、要するに1つで判断しているものもあったり、1つ2つで判断しているものもあったり、全部が全部を見て判断しているものもあったりということで、ばらばら感があるということでありまして。これで先ほどの総括表のようなものを見ると、やはりミスリードにつながるのではないかという懸念があるということでございます。

2点目が、複数の指標を掲げる場合に、そのうち一部のみが進展していることをもって「相当程度進展あり」というふうな結論を導いているものもございまして。ここはルール化の問題かなと思っております。要するに、その解釈が部局によってばらばらであることが心配であるということです。

## ○第24回有識者懇談会(平成28年3月) 田辺委員ご発言

1つは、26年度の2枚目「地域活性化の推進」で「地域再生支援利子補給金の支給」というところは、未達で「相当程度進展あり」となっていますね。他方、27年度の食育のところは、測定指標が3つあって、全部未達成で「進展が大きくない」となっています。この差は何なのかなということ。つまり、26年度が一番前の「地域活性化の推進」だと2つ指標があって、1つは達成で、1つは未達成だから「相当程度進展あり」みたいな形になっていて、「目標達成」というものは全部クリアしているということなのですね。何が言いたいかというと、1つしか測定指標がなくて、それが達成できていなかったら全滅といえば全滅ですね。その区分はどういう考え方なのか。それとも、裁量に基づいて、指標は全滅にはなっているけれども、この部分はよくできた部分もあるからという形で上げているのかどうかということをお伺いしたいのが1点目です。

## ○第19回有識者懇談会(平成25年6月) 田辺委員ご発言

全体としての評価のやり方のところですが、アウトカムとアウトプットが混ざることはいやがしろかなと思います。ただ、政策レベルの評価結果というのを見るとものすごく簡単でありまして、下にいっぱい施策を抱えているもののほうが点数は下がるという明らかな構造があって、これはバイアスとして出てきますので、もう少し工夫して対応しないといけない。この段階で下に一つしかぶら下がっていないのは、そこが◎でしたのすぐ◎になりますので、その構造をどこかで取り払わないと若干公平性に欠けるところがあるのではないかなと思ったという次第であります。

## ○第25回有識者懇談会(平成28年7月) 山谷座長ご発言

指標が、ですから幾つか並べてある場合に、メインの指標と、サブというか、周辺的な指標と分けて考えるというのも一つの手かもしれないし、あるいは、別々だというのであれば、それはまた別々に考えてやる必要があるかもしれないという印象が1つありました。

### 3. 対応案

○ガイドラインでは、各判断基準の運用方法については各府省に委ねられているところ、より具体的な判定方法を取り入れている他省庁の手法を参考に、測定指標のうち一つ以上を「主要な指標」を設定するとともに、内閣府として次頁（別紙3）の判定基準を導入し、基準を明確化してはどうか。

内閣府本府政策評価結果における「目標達成度合いの測定結果」欄の判定基準について（案）

1. 測定指標の目標に対する達成状況に係る判定基準

「測定指標」欄中、「達成状況」には、目標に対する達成度の観点から、以下の4区分（定性的な指標の場合は3区分）に則った判定を記載する。

	定量的な指標の場合		定性的な指標の場合	
	ランク	判定基準	ランク	判定基準
達成度合い	□	実績値が目標値の150%以上の場合	△	目標の達成に向けて一層の努力が必要である場合
	○	実績値が目標値の90%以上150%未満の場合	○	おおむね目標を達成しており、取組が有効である場合
	△	実績値が目標値の50%以上90%未満の場合	△	目標の達成に向けて一層の努力が必要である場合
	×	実績値が目標値の50%未満の場合	×	現在の取組では有効性に問題がある場合

※評価書作成時点で実績値が集計できない場合は「—」とするが、極力「—」は避け、可能な限り推計値等により暫定的な判定を行うこととする。やむを得ず「—」とする場合は、実績値の確定後、再度評価を行う。

2. 施策の目標達成度合いに係る判定基準

事前分析表で、あらかじめ、測定指標のうち、主要なもの（注）を1つ以上定めることとし、ガイドライン上にある5段階区分による施策分野毎の目標に対する達成度合いの判定については、以下に示す手順1及び手順2を踏まえて行うものとする。

区分	判定方法	
	手順1	手順2
「① 目標超過達成」	すべての指標が「□」又は「○」	主要な指標がすべて「□」
「② 目標達成」		主要な指標のうち一つでも「○」が含まれる
「③ 相当程度進展あり」	「△」又は「×」の指標を含む	主要な指標のうち「□」及び「○」が半数以上、かつ主要な指標に「×」が含まれない
「④ 進展が大きくない」		「③」及び「⑤」のいずれにも該当しない場合
「⑤ 目標に向かっていない」		主要な指標のうち「×」が一つでも含まれる

なお、最終的な判定は上記1、2の手順を踏んだものを基本としつつ、その他外部要因等を加えて総合的に判断し、評価するものとする。

（注）「主要なもの」の定義について各府省共通の基準はないが、財務省の基準を参考にすれば、その「目標」の達成状況そのものを示すなど、その指標が達成できたかどうかとその目標が達成されたかどうかに関係するものがこれに当たるものと考えられる。



## (1) バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する広報啓発、調査研究等

### ① 施策の測定指標

	基準値	目標値	年度ごとの目標値				
			年度ごとの実績値				
1. バリアフリーの認知度	20年度	29年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	94%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
			91.3%	94.1%	93.6%	92.0%	100%
2. 各年度の調査結果の活用状況の検証 (ホームページのアクセス数)	基準値	目標値	年度ごとの目標値				
	23年度	29年度	年度ごとの実績値				
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
496件	1,531件	前年度以上 445件	前年度以上 926件	前年度以上 1,188件	前年度以上 1,531件	前年度以上 1,478件	

従前は、各測定指標について「達成」又は「未達成」のいずれかで判定した上で、それらの判定に基づき、施策全体の目標達成度合いを5段階で判断。

### ② 判定

#### <従前の判定方法>

	判定結果
測定指標1	未達成
測定指標2	未達成
	↓
施策全体の目標達成度合い	③相当程度進展あり

#### <判定基準(案)に基づく判定>

判定結果(達成率)
○ (95.7%) ← $95.7 \div 100$
○ (96.5%) ← $1478 \div 1531$
↓
②目標達成



従前の判定方法では、いずれの測定指標も「未達成」だが、総合的に判断して「相当程度進展あり」としている。一方、判定基準(案)に基づく判定では、いずれの指標の実績も目標達成と見なしてよい水準であることを、機械的に判断できる。

